

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成29年4月10日

世田谷区

1. 業務概要

(1) 件名

糖尿病性腎症重症化予防事業に係る保健指導業務委託（単価契約）

(2) 業務内容

世田谷区が実施する糖尿病性腎症重症化予防事業に係る保健指導業務の委託。

詳細は募集要項を参照のこと。

(3) 契約期間

契約確定の日（平成29年7月上旬予定）～平成32年3月31日

契約は単年度ごとに締結するものとし、各年度の本事業に係る予算配当があること及び前年度の業務の履行が良好であることを契約締結の条件とする。

2. 応募資格

糖尿病性腎症重症化予防事業に係る保健指導業務の実施に意欲を有する法人等の団体であって、次に掲げる要件の全てに該当する事業者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定（当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者）に該当しないこと。また、同条第2項による措置（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区の競争入札参加資格を有していること。

(3) 世田谷区から指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。

(4) 官公庁による同様のプログラムもしくは特定保健指導の実績があること。

3. 提案書の提出者を選考するための基準

参加表明書及び応募申込書により、応募資格、本件への取組方針、関連事業の実績等を審査したうえで、応募資格を満たし、必要な実績を有すると認められる事業者を提案書の提出者として選定する。

4. 提案書を特定するための評価基準

(1) 取組方針・コンセプトが明確であること

(2) 本件に関連する事業実績が豊富で十分な専門性を有すること

(3) 実施体制に優れた点があること（配置人材、配置職種、経験等）

- (4) 企画書の内容が、課題認識、利用者の利便性の確保、効果的な保健指導であること
- (5) 見積り金額が妥当であること

5. 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区保健福祉部国保・年金課

電話 03-5432-2936 ファクシミリ 03-5432-3020

(2) 募集要項の交付期間、場所及び方法

世田谷区ホームページ(トップページのお知らせ欄)にて公開(ダウンロード可)

(平成29年4月10日~平成29年4月24日)

(1)の窓口で配布(平成29年4月10日~平成29年4月24日)

(3) 公募参加表明書の提出期間、場所及び方法

提出期間 平成29年4月10日~平成29年4月24日(午後5時まで)

提出場所 (1)に同じ。

提出方法 持参または郵送(ファクシミリ可)

募集要項別紙2の「公募参加表明書」に、事業者名、代表者名、担当者名、連絡先を記入の上、提出のこと。

(4) 応募申込書の提出期間、場所及び方法

提出期間 平成29年4月25日~平成29年5月8日(午後5時まで)

提出場所 (1)に同じ。

提出方法 持参に限る。

募集要項別紙3の様式1~3「応募申込書」等に、必要事項を記入し、付属書類を添付の上、提出のこと。

(5) 提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限 平成29年6月23日(午後5時まで)

ただし、土曜日、日曜日を除く

提出場所 (1)に同じ。

提出方法 持参に限る。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ。
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由 (審査経過等) を公表することができる。
- (7) 提出された書類に虚偽の記載事項があることが判明した場合、その提案者は失格とする。
- (8) 詳細は募集要項による。